

一般社団法人長野法人会青年部規約

(組織)

第1条 本会会員のうち、年齢50歳までの若手経営者並びに経営幹部有志をもって青年部を構成する。

(入退部)

第2条 青年部に入部しようとする者は、本会または青年部役員1名以上の推薦を得なければならない。

2 部員は、満50歳に達した年度末をもって退部するものとする。

ただし、役員の場合は任期終了年度末とする。

3 青年部を退部しようとする者は、所定の手続きにより退部することができる。

(目的)

第3条 青年部は、本会定款に定める目的に従って法人会活動を推進するとともに、次代経営者の育成並びに部員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 青年部の事業は本会事業計画に基づいて実施するものとする。

(役員)

第5条 青年部に次の役員を置く。

部 長 1名

副部長 5名以内

幹 事 若干名

(役員を選任)

第6条 役員は、部員の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第7条 部長は、青年部の業務を統括するとともに、本会の主要会議に出席し意見を反映させるものとする。

2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはこれを代理する。

3 幹事は青年部の業務を協議執行する。

(役員任期)

第8条 役員任期は本会役員と同様2年とするが、部長の再任は認めないものとする。

(直前部長)

第9条 この会に必要な応じて直前部長1名を置くことができる。

(直前部長の委嘱基準)

第10条 直前部長については本会の部長を在任した者を委嘱するものとする。

(直前部長任期)

第11条 役員同様2年とする。

(会議)

第12条 会議は、例会及び幹事会とし、部長がこれを招集する。

2 議長は部長がこれに当たり、出席者の過半数をもって議決する。

(経費)

第13条 青年部の経費は、原則として本会会計によるものとし、必要に応じて臨時会費を徴収する。

(規約の準用)

第14条 この規約に定めなき事項については本会定款等の規約を準用するものとする。

(規約の変更)

第15条 青年部の規約は、理事会の決議を経て変更する。

- 附則
1. この規約は昭和59年 3月 6日より施行する。
 2. この規約は平成 7年 4月 1日より施行する。
 3. この規約は平成28年 5月19日より施行する。